

野田市告示第319号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和4年12月20日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 56枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7125-1111

## 第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
4-11-1	立看板 はり札	— 3	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和4年11月14日 午前9時から午後4時	令和4年11月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-2	立看板 はり札	— 4	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和4年11月14日 午前9時から午後4時	令和4年11月14日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-3	立看板 はり札	— 3	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-4	立看板 はり札	— 15	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-5	立看板 はり札	— 3	市道2150～23059～2150 吉春～清水～柳沢～野田	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	令和4年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-6	立看板 はり札	— 3	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-7	立看板 はり札	— 4	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道52277～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪新町	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-8	立看板 はり札	— 6	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-9	立看板 はり札	— 1	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-10	立看板 はり札	— 9	我孫子関宿線 瀬戸～三ツ堀～瀬戸上灰毛	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	
4-11-11	立看板 はり札	— 5	我孫子関宿線 二ツ塚～木野崎～目吹	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	令和4年11月17日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 補修事務所	